

ご意見の概要と国土交通省の考え方

いただいた主な御意見	国土交通省の考え方
今回の規制の根本において、室内空気質上の数値規制は想定しているのか。	今回の改正においては、室内空気質上の数値規制は想定しておりません。
非飛散性の石綿成型版等の仕様が予想される小規模建築物(木造)への運用上の緩和等の想定はあるのか。	規制の対象は、吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールを想定しています。
新たに定義される「石綿」について、以下を明確にさせていただきたい。	規制の対象は、吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールを想定しています。これらの建築材料以外の建築材料については、衛生上有害であるかについて引き続き検証を行い、必要な対応を検討いたします。
・「飛散することにより著しく衛生上有害な物質」とあるが、吹付け石綿に限定されるのか否か。	わかりやすい規定を心がけるようにいたします。
・石綿含有ボード類は、増改築時の除去対象となる石綿に含まれ建築物の部分に行なう措置の要求性能と検証方法をわかりやすく案内する手法・考え方を望む。	増改築等に際しては、建築確認において、増改築等の部分以外についても適切な措置を講じているかを審査することになります。
封じ込めや囲い込みの処置を許容する旨の案があるが、大規模でない改修や修繕工事においても石綿被害をこうむる可能性があるので、これらの工事についても確認審査や届出などの必要性	建築物としての同一性の観点から、防耐火等の規定にならい、従前の1/2を基準としたものです。
早期の石綿含有建築物の除去を図り、封じ込めや囲い込み逃れを防止するために、増改築時における封じ込めや囲い込みの措置の許容範囲について、1/2を1/3に強化されたい。	人が活動することが想定される空間に露出している部分以外の部分の取扱いについては、国土交通省告示において規定する予定です。
増改築、大規模修繕・模様替に係る部分以外の部分について、原則は対策工事を実施するものの、特定行政庁の判断により、隠蔽されている部分は除外することができる。	法第10条の適用も想定されますが、個別の建築計画への適用の考え方は、特定行政庁の判断によります。
法第10条の勧告措置の規定の「著しく衛生上有害となるおそれがある」と認める場合、には、「石綿が飛散し著しく衛生上有害な場合」を含むものであり、増改築時に限らず既存建築物について、法第10条が適用されるものと考えているが、見解を伺う。また、「著しく衛生上有害となるおそれがある場合」とは、アスベストを含む建材がどのような場合なのか、具体的な考え方や基準などを定めるべきと考えているが、その手続きの方法とスケジュールはどのように行封じ込めや囲い込みの措置の具体的な方法について、告示等で規定願いたい。	国土交通省告示において規定する予定です。
「飛散性」「非飛散性」の定義、扱いの違い等は規定しないのか。	特に規定する予定はありません。
石綿の飛散のおそれがある場合の報告聴取・立入検査等の規定および多数の者が利用する一定の建築物についての定期報告、関係書類の閲覧の規定はどうか。	建築基準法第28条の2で規制の対象とすることにより、同法第12条の定期調査・報告の対象となります。また、定期報告の関係書類については、建築基準法施行規則を改正し、報告様式において石綿を添加した建築材料の調査状況を記入するようにすることを予定しているところです。なお、定期調査報告概要書は、同法第93条の2及び同施行規則第11条の4に基づき、閲覧の対象となります。
飛散するとはどのような状態を示すのか、基準を定めてほしい。	吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールを規制の対象とする予定です。
衛生上有害とはどのような状態を示すのか、基準を定めてほしい。	建築設備は建築物に設けられるものですので、建築設備に吹付け石綿等が用いられている場合は、規制の対象となります。
工作物については建築物同様の規制をおこなうとあるが、建築設備に関しては対象とするのか。	繊維として空気中に浮遊した状態にある石綿の粉塵を人が吸引した場合、肺がんなどの健康被害を生じることが明らかになっていることから、原則として、飛散性の高い石綿を使用している建築材料については除去が必要であると考えます。
増改築部分の面積が1/2を超える場合についても、封じ込めや囲い込みの措置を許容することとしてほしい。また、増改築部分であっても現実的に除去が不可能な部分(施工上きわめて困難な部分)については不除去を許容していただきたい。	なお、増改築部分の床面積が従前の床面積の1/2を超えない場合に限り封じ込め・囲い込みを許容しているのは、建築物としての同一性の観点から、防耐火等の規定にならい、従前の1/2を基準としたものです。
天井ボードが張られている場合等について、囲い込みに当たるのかどうか明確にしてほしい。	人が活動することが想定される空間に露出している部分以外の部分の取扱いについては、国土交通省告示において規定する予定です。
除去等の対象について、飛散性吹付け石綿等のみなのか、成型品やパッキン類も含むのか明確にしてほしい。	規制の対象は、吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールを想定しています。